| | |
|---|---|
| 法人税等合計 | |
| 少数株主損益調整前中間純利益（又は少数株主損益調整前中間純損失） | |
| 少数株主利益（又は少数株主損失） | |
| 中間純利益（又は中間純損失） | |
| 少数株主利益（又は少数株主損失） | |
| 少数株主損益調整前中間純利益（又は少数株主損益調整前中間純損失） | |
| その他の包括利益 | |
| その他有価証券評価差額金 | |
| 繰延ヘッジ損益 | |
| 為替換算調整勘定 | |
| 持分法適用会社に対する持分相当額 | |
| 中間包括利益 | |
| 親会社株主に係る中間包括利益 | |
| 少数株主に係る中間包括利益 | |

（記載上の注意）

1　1株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額を銭単位で注記すること。

2　上記のほか、銀行及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。

3　特定取引収益及び特定取引費用の金額は、銀行又はその子会社等が銀行法施行規則第13条の6の3その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る収益及び費用の金額について記載すること。

4　法令等に基づき、又は銀行及びその子会社等の損益若しくは包括利益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

5　総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

6　その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することができる。

別紙様式第八号第2記載上の注意中「（記載上の注意）」を「中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書に注記すべき事項については、中間連結損益計算書の次に一括して記載することができる。」に改め、同様式第2中間連結貸借対照表の表中「評価・換算差額等合計」を「その他の包括利益累計額合計」に改め、同様式第2中間連結損益計算書の記載上の注意2の次に次のように加える。

「（記載上の注意）

1　中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書に注記すべき事項については、中間連結損益計算書の次に一括して記載することができる。

2　中間連結業務報告書において中間連結損益及び包括利益計算書に定める記載事項のうち、「中間連結損益計算書」の記載に代えることができる。

3　中間連結業務報告書に定める中間連結包括利益計算書における中間包括利益の金額を注記すること。

中間連結損益及び包括利益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

〔「中間連結損益計算書」について、「中間連結損益及び包括利益計算書」の記載に代える場合〕

（単位：百万円又は億円）

| 科目 | 金額 |
|---|---|
| 経常収益 | |
| 資金運用収益 | |
| （うち貸出金利息） | |
| （うち有価証券利息配当金） | |
| 役務取引等収益 | |
| 特定取引収益 | |
| その他業務収益 | |
| その他経常収益 | |
| 経常費用 | |
| 資金調達費用 | |
| （うち預金利息） | |
| 役務取引等費用 | |
| 特定取引費用 | |
| その他業務費用 | |
| 営業経費 | |
| その他経常費用 | |
| 経常利益（又は経常損失） | |
| 特別利益 | |
| 特別損失 | |
| 税金等調整前中間純利益（又は税金等調整前中間純損失） | |
| 法人税、住民税及び事業税 | |
| 法人税等調整額 | |
| 法人税等合計 | |